

こどもスポーツ広場

概要と利用方法

(1) 設置目的

こどもスポーツ広場（以下広場という）は、市内児童における心身の健全な育成のために設置されます。

市内児童スポーツ団体の慢性的な運動場不足の緩和に寄与します。

(2) 所在地

伊勢原市神戸 1 2 0 番地（伊勢原市終末処理場敷地内）

(3) 面積

1 0, 0 0 0 m²

- ・少年野球・・・2面まで可能（外野の一部重複）
- ・少年サッカー・・・2面まで可能（2面時は小さいピッチとなる）

(4) 設置条件

広場は、伊勢原市終末処理場（以下処理場という）の処理施設増築予定地について当該工事施行までの間、上記目的のため有効的に借用するものであり、永続的に存在するものではありません。

従って、当該工事等の要因によって処理場の施設管理者が広場の返還を求めた場合は、速やかに借用前の原状を回復して返還することとなります。

このとき、広場の代替え地の用意はありません。

(5) 利用できるもの(団体登録可能団体)

広場を利用するためには団体登録が必要です。団体登録ができるのは次に掲げる団体とします。

- ・伊勢原市体育協会に加盟する加盟種目団体で、児童を対象に活動を行う団体。
（市野球協会学童部、市サッカー協会少年委員会等）
- ・伊勢原市スポーツ少年団に加盟する単位団
- ・市内児童で構成された、または市内に活動拠点を置く児童対象のスポーツ団体。
- ・その他、伊勢原市教育委員会が認めた団体。

(6) 利用できないもの

次に掲げるものは、広場を利用できません。

- ・当該年度において、団体登録していない団体
- ・個人（特定多数への市有財産の提供、利用管理責任上の観点による）
- ・利用方法を遵守できない登録団体
- ・営利を目的とした大会等のために広場を利用するもの
- ・その他、伊勢原市教育委員会または利用連絡会が不適当と認めたもの

(7) 利用料

無料

(8) 利用団体登録

利用希望団体は、利用団体登録（以下登録という）が必要です。

- ・登録方法
所定の申請書等に必要事項を記入、窓口である伊勢原市教育委員会スポーツ課（以下スポーツ課という）へ申請します。
書類審査後、利用規定上適当である場合は登録証を交付します。
- ・登録期間
4月1日から3月31日までとなります。（但し、年度途中でも申請可能）
- ・当該年度毎に登録が必要となります。

(9) 登録内容の変更

先に届け出てある登録に変更等（代表者、管理指導員情報など）が生じた場合は、10日以内に変更内容が読みとれる状態の登録申請書をスポーツ課まで提出してください。但し、軽微な変更については申請を割愛できることとします。

(10) 利用連絡会

- ・登録団体は全て自動的に利用連絡会に加入します。
- ・利用連絡会の会長は、市スポーツ少年団の本部長が就任します。
- ・利用連絡会は、利用調整会議を運営します。
- ・利用連絡会は、利用内容や調整、管理保全等に対してスポーツ課に意見することができます。
- ・利用連絡会会長は、必要に応じて会議を招集できます。議長には会長があたります。
- ・利用連絡会は必要に応じて、草刈り、グラウンド整備、防球ネット修繕等の管理作業を行います。
- ・利用連絡会の事務局はスポーツ課内におきます。

(11) 土・日・祝祭日の利用申込

- ・申込は、利用調整会議（以下会議という）で調整し決定します。
- ・会議は、2月と8月に開催し、4～9月までと10～3月までを調整します。
- ・2月の会議では、(15)の①、②のみ、年間の利用計画を調整します。
- ・4月からの登録が必要となります。登録申請が無い場合は、当該予定は無効となります。
- ・8月の会議では、2月の会議以降で発生した10月から3月までの計画を調整します。
- ・ただし、2月の会議以降で発生した大会等で、どうしても日程を確定する必要があると認められた場合は、8月の会議を待たずに申込可能とします。
（大会要項等、概要の確認できる種類の提出が必要）
- ・利用調整の具体的な方法は(15)を参照ください。
- ・会議中、同優先順位団体同士で利用希望日が重複した場合は、双方の話し合いで決定します。
- ・利用確定後のキャンセルや団体相互の利用権譲渡等が発生した場合、すみやかに（利用当該日より前に）スポーツ課へ申し出なければなりません。
- ・予備日については、利用連絡会時にキャンセル待ち1組を受け付けます。

(12) 平日の利用申込

- ・ 平日の利用申込については上記会議終了後、利用当該月の前月 1 日から 10 日までに申請書を提出してください。15 日までにスポーツ課で調整します。
- ・ 利用が重複した場合はスポーツ課から代表者へ連絡します。連絡がない場合は申請書のとおり利用してください。
- ・ 調整後の申込は、申込順となります。
- ・ 利用申込はスポーツ課で受け付けます。
- ・ 定期的な利用の場合は、平日分においても利用調整会議で申し出ることができます。この場合は利用申請書の提出は必要ありません。ただし、会議毎に申し出なければなりません。（半期毎の申請が必要）
- ・ 利用確定後のキャンセルや団体相互の利用権譲渡等が発生した場合、すみやかに（利用当該日より前に）教育委員会へ申し出なければなりません。
- ・ 予備日については、利用連絡会時にキャンセル待ち 1 組を受け付けます。

(13) 利用できない日

- ・ 12 月 28 日から 1 月 4 日まで。
- ・ 会議の定めた管理作業日（または時間）
- ・ 雨天等グラウンドコンディションが悪い日。
- ・ 伊勢原市教育委員会が特に定めた日

(14) 利用時間

利用できる時間帯は「日の出から日没まで」とします。1 日の利用は原則として午前と午後、A 面と B 面に区分します。（申込は当該単位となります）

(15) 利用の優先順位

本来の目的に供するため、利用の優先順位を次のとおり定めます。

- ①伊勢原市または伊勢原市教育委員会の利用
- ②登録している、伊勢原市体育協会に加盟する加盟種目団体で、児童を対象に活動を行う団体。
（市野球協会学童部、市サッカー協会少年委員会等、複数のチームが加盟している団体をいう）
- ③登録している、伊勢原市スポーツ少年団に加盟する単位団
- ④登録している、市内児童で構成された、または市内に活動拠点を置く児童対象のスポーツ団体
- ⑤登録している、地元地域の一般団体（但し、利用は平日のみ）
- ⑥その他、伊勢原市教育委員会が認めた登録団体

(16) 大会等の利用

- ・ 大会要項等、概要の確認できる書類をスポーツ課まで提出してください。
- ・ 大会等の予備日を申し込み後、必要なくなった場合は、有効利用のためすみやかにスポーツ課へ連絡してください。
- ・ 駐車場の管理は責任を持って行ってください。出来るだけ乗り合うなどして台数の少量化に努めてください。
- ・ 招待チーム等へも利用方法の遵守を徹底してください。

(17) トイレ

- ・皆が使用しますので、きれいに使用するよう心がけてください。
- ・使用後は、利用団体が清掃してください。
- ・トイレットペーパーは利用者が用意してください。
- ・上水道は処理場のものを使用していることもあり、節水を心がけてください。
- ・上水道は、飲料水としては使用できません。

(18) 施設管理

- ・必要に応じて、除草・グラウンド整備、防球ネット修繕等の管理作業を行い、利用連絡会がこれを担います。作業は、児童も参加することでグラウンドへの感謝の気持ちや自主性、協力し合う精神を養う一助とします。（作業時は乗合で来場する）
- ・利用上における施設や器物等の破損は、利用者が責任をもって現状を回復してください。
- ・所定の草刈り等管理作業以外にも、各団体の利用日において積極的に除草等の作業に協力してください。
- ・雨天等グラウンドコンディションが悪い場合は利用を禁止します。
- ・利用後は、清掃・整備・用具の片付けを行ってください。
- ・ゴルフの練習など、グラウンドの劣化や施設の安全管理に支障をきたすスポーツの利用は禁止します。
- ・広場内の屋外電源は、原則として使用不可とします。
（処理場の安定操業のため）
- ・単一登録団体の物置等は、設置できません。

(19) 駐車場

- ・駐車場の管理は、利用団体が責任を持って行ってください。
- ・限られた駐車スペースなので、出来るだけ乗り合うなど台数の少量化に努めてください。
- ・駐車場における事故等の責任は当事者が責任を負ってください。
- ・所定の駐車場以外は駐車しないでください。
- ・一切の車両（自動車、自転車、オートバイ等）でのグラウンド内への乗り入れは禁止します。（整備等での乗り入れを除く）

(20) 利用上の注意事項

- ・児童の健康、安全を最優先してください。
- ・利用上の安全を確認した上で利用してください。
- ・団体責任者は、スポーツ安全保険と市民活動保険に加入して、不測の事態に備えてください。
- ・団体責任者は、児童その他の傷病に対応できるよう関係研修（救急救命等）を受講し、現場では応急手当できる体制（用具含む）を整えてください。
- ・管理者は、施設内で発生した傷病に対する責任を一切負いません。
- ・危険ですので、防球ネットを越えて処理場内へ立ち入らないでください。
- ・危険ですので、防球ネットを越えて、線路、田畑、河川等の外側へは立ち入らないでください。
- ・ゴミは持ち帰ってください。
- ・施設内は、駐車場も含めてすべて禁煙とします。
- ・犬の散歩は禁止します。

- ・無断利用は禁止します。
- ・フェンス越しにグラウンド内への出入りは禁止します。
- ・処理場の管理者の指示に従ってください。
- ・利用状況の推移によっては「概要と利用方法」の内容を変更する場合があります。
この場合、利用連絡会に報告します。
- ・利用方法を遵守してください。守られない場合は、当該団体の利用をやむなく停止することがあります。

(21) その他の取り決め事項

上記利用方法以外については、「伊勢原市立小学校及び中学校の体育施設開放に関する規則」を準用し、特に利用に際しては「管理指導員」は必ず利用中の施設の安全管理や適正な管理指導を行うものとします。

事務担当 伊勢原市教育委員会スポーツ課
電 話：94－4711
FAX：95－7615
e-mail：sports@isehara-city.jp

利用方法等に関する履歴

①平成13年	4月27日	利用案内として設置
②平成16年	3月 6日	利用における注意事項を発行
③平成17年	2月 9日	利用における注意事項を一部改定
④平成17年	2月25日	利用優先順位を内規として制定
⑤平成19年	3月 1日	①、②、③、④の一元化等を目的に「概要と利用方法」を設置

○伊勢原市立小学校及び中学校の体育施設開放に関する規則

(抜粋)

(管理指導員)

第16条 登録団体の代表者は、伊勢原市立学校体育施設開放利用団体登録申請書により管理指導員として2人を教育長に届け出るものとする。

2 管理指導員は、教育委員会が各学校ごとに委嘱する。

3 管理指導員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 体育施設の利用中における適正な管理指導
- (2) 利用許可時間の遵守
- (3) 利用後の体育施設の原状回復及び清掃の指導点検
- (4) 体育館の開錠、施錠
- (5) 管理指導員日誌（第8号様式）の記録
- (6) その他、開放校の校長又は教育長が指示した事項

（昭60教委規則4・旧第13条繰下、平18教委規則9・旧第14条繰下、平26教委規則1・一部改正）